

令和4年

第8回教育委員会会議 議事録

秋田県教育委員会

令和4年第8回教育委員会会議 議事録

1 期 日 令和4年5月12日 木曜日

2 場 所 教育委員室

3 開 会 午後3時30分

4 閉 会 午後4時05分

5 出席者 教育長 安田 浩幸
委員 吉村 昌之
岩佐 信宏
大塚和歌子
伊勢 昌弘
奥 真由美

6 説明のための出席者

教育次長	伊藤 真人	教育次長	和田 渉
総務課長	元野 隆史	高校教育課長	佐藤 進
生涯学習課長	中田 善英	文化財保護室長	武藤 祐浩

7 会議に付した事項

議案第21号 秋田県立図書館協議会委員の任命について
議案第22号 秋田県立近代美術館協議会委員の任命について
議案第23号 秋田県立博物館協議会委員の任命について
議案第24号 秋田県文化財保護審議会委員の任命について

8 可決した事項

議案第21号 秋田県立図書館協議会委員の任命について
議案第22号 秋田県立近代美術館協議会委員の任命について
議案第23号 秋田県立博物館協議会委員の任命について
議案第24号 秋田県文化財保護審議会委員の任命について

9 報告事項

・令和5年度秋田県公立学校教諭等採用候補者選考試験実施要項について

10 会議の要旨

【安田教育長】

ただいまから、令和4年第8回教育委員会会議を開催いたします。

本日の議事録署名員は1番吉村委員と2番岩佐委員にお願いします。

なお、5番奥委員は、本日オンラインで出席いただいております。

それでは、議案第21号「秋田県立図書館協議会委員の任命について」、生涯学習課長から説明をお願いします。

【生涯学習課長】

議案第21号「秋田県立図書館協議会委員の任命について」説明概要

- ・ 秋田県立図書館協議会は、図書館法第14条により規定され、図書館の運営に関し館長の諮問に応じ、館長に対して意見を述べる機関である。
- ・ この度の任命は、委員13名のうち、加賀谷亨委員及び渡辺歩委員の2名が退任となることにより、図書館協議会に関する条例第四条の規定に基づいて行うものであり、加賀谷亨委員の後任として土崎真紀氏を、渡辺歩委員の後任として荒川康一氏を任命するものである。
- ・ 任期は、図書館協議会に関する条例第五条の規定により前任者の残任期間となることから、令和5年11月8日までとなる。

【安田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

特になければ、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

では、表決を採ります。

議案第21号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、議案第21号を原案どおり可決します。

次に、議案第22号「秋田県立近代美術館協議会委員の任命について」生涯学習課長から説明をお願いします。

【生涯学習課長】

議案第22号「秋田県立近代美術館協議会委員の任命について」説明概要

- ・ 任期満了に伴う改選であり、委員10名のうち3名が新規の任命、7名が継続となる。
- ・ 委員の任命については、秋田県ふるさと村条例第6条に定める、一 学校教育及び社会教育の関係者、二 家庭教育の向上に資する活動を行う者、三 学識経験のある者、四 近代美術館の利用者 の規定に基づくほか、地域性、年齢層、男女比率、美術館運営について独

自の視点による意見を有する方であることに留意して選出している。

- ・ 美術教室の主宰者やデザイナー、工芸家など美術の専門家、地元の小学校長など教育関係者のほか、観光関係者、報道機関等から選出しており、様々な角度から美術館運営に関する意見を伺うことができるものと考えている。
- ・ 地域性については県北地区が1名、中央地区が5名、県南地区が4名と、全県域から選出している。平均年齢は50.8歳、男女比は3：2となっている。
- ・ 委員の任期は、令和4年6月10日から令和6年6月9日までとなる。

【安田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【岩佐委員】

近代美術館協議会委員の根拠の条例が博物館法に定めると記載されております。議案第23号も、博物館条例と記載されております。両方とも博物館的な感じで捉えられていて、素人にはわかりにくいので、その辺を教えていただければ幸いです。

【生涯学習課長】

博物館も美術館も、博物館法で定められております。各地域の教育委員会の任命が必要で、細かいことは条例で定めることになっております。近代美術館に関しては、秋田ふるさと村と一体であることから、秋田ふるさと村条例に細かいことが記載されております。

【奥委員】

委員の分野に「利用者」がありますけれども、一般利用だと思うんですが、選ばれた理由があるとしたら教えていただければと思います。

【生涯学習課長】

「利用者」として選出した小笠原豊さんは大館市の方なんですが、工芸家としても有名な方で、そういった方面でも作家としての意見が期待できることから選出させていただきました。

【岩佐委員】

大館市に住んでらっしゃるということで、「利用者」として選出することに関してはちょっと違和感を感じます。ただ、他に「利用者」という人が他にいないので、無理に引き受けてくれたのかなと感じました。

【安田教育長】

他になれば、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

では、表決を採ります。

議案第22号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、議案第22号を原案どおり可決します。

次に、議案第23号「秋田県立博物館協議会委員の任命について」生涯学習課長から説明をお願いします。

【生涯学習課長】

議案第23号「秋田県立博物館協議会委員の任命について」説明概要

- ・ この度の任命は、委員13名のうち、3名の委員が退任となることにより、秋田県立博物館条例第3条第4項に基づいて行うものである。
- ・ 任命する委員のうち、上野智明氏と湯澤寛氏は学校教育の関係者、棟方幸人氏は学識経験者として選出している。いずれも、前任者の退任に伴い後任として推薦を受けたものである。
- ・ 今回の改選により、委員の平均年齢は53.6歳、女性比率は46.2%となる。
- ・ 委員の任期は、前委員の任期の残りを引き継ぎ、令和5年7月8日までである。

【安田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【奥委員】

この委員の方々も、報酬や謝礼は発生しているのか、あるとすればどれくらい支払いをしているのか教えてください。

【生涯学習課長】

報酬額は、1人1万円かける協議会の回数であり、協議会は年2回開催します。昨年度は、公務員、教員及び受領辞退した方は3名いらっしゃいます。それ以外の方10名に報酬を支払っています。

【奥委員】

委員の方を選出するときには、協議会等の予備選考のような会はあるのでしょうか。

【生涯学習課長】

学校関係者に関しては、校長会から推薦いただいております。それ以外の皆さんに関して

は、博物館が、必要とされる分野の人たちの情報を集めて選出いたします。あと、公募も行っております。

【安田教育長】

他になれば、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

では、表決を採ります。

議案第23号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、議案第23号を原案どおり可決します。

次に、議案第24号「秋田県文化財保護審議会委員の任命について」文化財保護室長から説明をお願いします。

【文化財保護室長】

議案第24号「秋田県文化財保護審議会委員の任命について」説明概要

- ・ 文化財保護審議会は、文化財の指定など、県教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、これらの事項に関して県教委に建議する。委員は、秋田県文化財保護条例第45条第3項に基づいて教育委員会が任命する。
- ・ 現在の委員は12名で、建造物・歴史・民俗・動植物などを専門に研究している学識経験者により構成されているが、うち1名は、審議の透明性を確保するとともに、文化に関する広く大きな視点から提言をいただくという観点から、秋田魁新報社の文化部長に依頼している。
- ・ 秋田魁新報社の文化部長であった渡辺歩委員が4月1日付けで社内異動したため、後任の荒川康一氏を任命するものである。任期は、条例第45条第4項により、前任者の残任期間となるため、承認が得られた場合、本日から令和5年3月31日までとなる。

【安田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【吉村委員】

分野別では学識経験者と行政関係職員がありますが、行政関係職員はゼロになっておりま

す。分野別で掲載するという事は、行政関係職員は求められる立場の人ということでしょうか。

【文化財保護室長】

昭和51年から、今の条例に基づいて文化財保護審議会委員を任命しております。当初は、開発行為等との関係で、部局の方とか、行政関係者に入っていた方が多いということで、2名ほど入っていただいております。その後、教育次長に入っていた時期もあるんですが、現在は、その部分をなしにしております。

【大塚委員】

荒川康一さんが秋田魁新報社の文化部長の職に就いたことで、委員に任命されたということですか。

【文化財保護室長】

秋田魁新報社は新聞社ということで、文化に見識の高い方が継続していらっしゃいます。昭和51年の段階では理事の方をお願いしていた経緯もあるんですが、その後、昭和55年からは文化部長をお願いしてきております。

【奥委員】

荒川康一さんは図書館協議会の委員もされておりますね。これは両方可能なのでしょうか。

【文化財保護室長】

今回の教育委員会会議で、荒川康一さんに関しては、図書館協議会委員、近代美術館協議会委員の任命についても議案として上がっていることを承知しております。県の審議会の委員に関しての規定では、3つ兼ねることができます。ただ、県では荒川康一さんに、もう1個、文化振興課関係でお願いしているケースがあると聞いております。それが芸術文化選奨の選考関係であり、どうしても文化分野に関しては依頼しないとけないという特別な事情があるので、そこまでは可能といただいていると考えております。

【安田教育長】

他になければ、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

では、表決を採ります。

議案第24号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、議案第24号を原案どおり可決します。

次に、報告事項の「令和5年度秋田県公立学校教諭等採用候補者選考試験実施要項について」高校教育課長から説明をお願いします。

【高校教育課長】

報告事項「令和5年度秋田県公立学校教諭等採用候補者選考試験実施要項について」説明概要

- ・ 令和5年度秋田県公立学校教諭等採用候補者選考試験実施要項を昨日公表し、本日から配付している。
- ・ 受付期間は本日から5月27日(金)までで、第一次選考は7月23日(土)、24日(日)の2日間、第二次選考は9月10日(土)から12日(月)の3日間である。なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況や、自然災害の発生等によっては、試験日程や内容等が変更となる可能性がある。
- ・ 小学校教諭等130名程度、中学校教諭等65名程度、高等学校教諭等25名程度、特別支援学校教諭等22名程度、養護教諭11名程度、合わせて253名程度の採用予定である。昨年度比では、小学校は20名の減少、中学校は25名の減少、高等学校は9名の増加、特別支援学校は変化なし、養護教諭は9名の減少である。このほか、高等学校と特別支援学校高等部の実習助手、特別支援学校寄宿舎指導員も若干名採用予定である。
- ・ 一般選考の他に、障害者特別選考、教職大学院特別選考、大学推薦特別選考、社会人等特別選考を実施する。社会人等特別選考では、今年度、博士号保有者の採用を行う。
- ・ 第一次選考試験は、総合教育センターと自治研修所、秋田西高校と秋田明德館高校を会場に行う。
- ・ 教職経験者優遇を今年度新たに実施する。また、今年度から小中学校教諭等においても司書教諭の資格を有する受験者に対して加点を行うこととなった。
- ・ 今年度も実技は第二次選考のみ実施する。

【安田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【大塚委員】

第二次選考で合格となった方で、大学院在学中で、採用を延期するという方がいるとすると、配置の困難さはないでしょうか。そういった方は何人くらいいるものですか。

【高校教育課】

昨年度は、合格したけれども大学院に行った受験者が5名でした。

【安田教育長】

合格になってますので、大学院終了後に採用が確約されているということです。

【大塚委員】

採用が決まってから大学院に進学する大学院生の気持ちはどのように想像されますか。

【高校教育課長】

秋田県の教員採用試験を受けて、秋田県で頑張りたいという気持ちと、それから、もう1つ高いところで勉強をしたいという気持ちもあるのではないかと想像します。

【大塚委員】

よりパワーアップされた上に、採用が確約されていて、いい制度だと思いますが、合格した人が就職しないのではという心配はありませんか。

【高校教育課長】

何人かはいるだろうとは考えていますけれども、その人数が、極端に10人、20人などにはならないという前提で採用の方を考えております。また、その前の年などで、そういう権利を持った人が今度出てくるので、何とかうまく回せるのではないかと感じております。

【安田教育長】

優秀な学生さんは早く県の方で採用を決めたいという意図があり、この制度を導入します。2年待っているうちに、2年後は採用試験を受けないという可能性もあるため、早く受けてもらっております。

【岩佐委員】

合格した人は帰ってくるものですか。

【安田教育長】

合格を条件に大学院に進学しております。不安な方は、最初から大学生のときには受けずに、大学院卒業のときに受けるのではないかと思います。

【吉村委員】

出願の仕方電子申請と郵送というのがありますが、去年はどのような割合でしょうか。電子申請は多くなったでしょうか。

【高校教育課長】

電子申請の対象は、複数ある提出書類のうち志願書だけなんです。実際は、9割以上は電子申請で来ますけれども、ただインターネット環境がどうしてもうまくいかない場合は、郵

送でも問題ありません。

【吉村委員】

要項を見ると、電子申請だけで全部できるのかなと思ったんですが、一部だけなんです。電子申請でも、結局、郵送に切手代540円分かかるんですよね。郵送代は県で出してあげられないかなと思ったんですが、いかがでしょうか。

【高校教育課長】

要項5ページの(3)の、①が基本的には電子申請、あと②から⑤は郵送になりますので、結局、全員の方がほぼ郵送ということになります。

【伊勢委員】

要項5ページ(1)に、「②～⑤を郵送で申し込むことを原則とします」とあるから、電子申請ができるということじゃないんですか。例外は何か認められるんですか。②から⑤については、原則は郵送だけれども、郵送でない場合もあるんですか。

【高校教育課長】

基本的には郵送です。原則という言葉があるんですけども、教職大学院の特別選考があるんですが、これに関しては本人が送らずに、学校でまとめて提出することがあります。

【伊藤次長】

補足で、御説明いたします。①を電子申請で、②～⑤を郵送で申し込むことが原則ですけども、例外として、①も郵送で、②～⑤も郵送で申し込むこともできる、という書き方になっております。

【伊勢委員】

①は電子申請を原則として、②から⑤は郵送とする、という方がすっきりするのではないですか。誤解が生じるような書き方はしない方がいいと思います。

【安田教育長】

この「原則」は、万が一郵送できる環境がなければ、持参ということがあるのかなと思ってました。基本的に持参は受け付けないけれども、何か事情があったときにだけ受け付ける。だから「原則」と記載しているのかなと思ってました。

【伊勢委員】

申し込みが一番大事な部分なので、そこで誤解が生じて、受験できないということがあってはいけないと思います。ここはきちんとしていただいた方がいいと思います。

【安田教育長】

来年に向けて検討します。ありがとうございます。

そしたらこれで採用試験の方、申し込み等進めていきたいと思いますので、お願いします。

【安田教育長】

予定された案件は以上ですが、他に何かございませんでしょうか。

他になければ、以上で本日の会議を閉じます。

お疲れさまでした。